

# 令和8年(2026年)2月定例会追加提出予定案件表

## (報告)

- 1 損害賠償額の決定に関する専決処分について
- 2 損害賠償額の決定に関する専決処分について

## (条例)

- 1 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

## (単行)

- 1 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について

## 追加予定案件

### (人選)

- 1 吹田市副市長の選任について
- 2 吹田市教育委員会委員の選任について
- 3 吹田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 令和 8 年（2026年） 2 月定例会追加提出予定案件概要

案 件	概 要								
<p>(報 告)</p> <p>1 損害賠償額の決定に関する専決処分について</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 553 1041 667">専決処分 年月日</th> <th data-bbox="1041 553 1361 667">損害賠償額 及び相手方</th> <th data-bbox="1361 553 2040 667">事 故 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 667 1041 1273"> <p>令 和 8 年 2 月 1 2 日</p> </td> <td data-bbox="1041 667 1361 1273"> <p>72,710円</p> <p>豊中市新千里東町 1 丁目 5 番 3 号</p> <p>株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター</p> <p>所長 真利 一誠</p> </td> <td data-bbox="1361 667 2040 1273"> <p>令和 7 年 1 2 月 2 9 日 午前 1 1 時 3 0 分頃、環境部事業課職員運転の塵芥収集車<small>じんがい</small>が、吹田市古江台 4 丁目 1 番 4 号の府営吹田古江台住宅 4 棟の敷地内において、方向転換のため前進したところ、駐車場の車止めポールに接触し、これが損傷したものです。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要	<p>令 和 8 年 2 月 1 2 日</p>	<p>72,710円</p> <p>豊中市新千里東町 1 丁目 5 番 3 号</p> <p>株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター</p> <p>所長 真利 一誠</p>	<p>令和 7 年 1 2 月 2 9 日 午前 1 1 時 3 0 分頃、環境部事業課職員運転の塵芥収集車<small>じんがい</small>が、吹田市古江台 4 丁目 1 番 4 号の府営吹田古江台住宅 4 棟の敷地内において、方向転換のため前進したところ、駐車場の車止めポールに接触し、これが損傷したものです。</p>
専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要							
<p>令 和 8 年 2 月 1 2 日</p>	<p>72,710円</p> <p>豊中市新千里東町 1 丁目 5 番 3 号</p> <p>株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター</p> <p>所長 真利 一誠</p>	<p>令和 7 年 1 2 月 2 9 日 午前 1 1 時 3 0 分頃、環境部事業課職員運転の塵芥収集車<small>じんがい</small>が、吹田市古江台 4 丁目 1 番 4 号の府営吹田古江台住宅 4 棟の敷地内において、方向転換のため前進したところ、駐車場の車止めポールに接触し、これが損傷したものです。</p>							

2 損害賠償額の決定に関する専決処分  
について

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和 8 年 2 月 2 4 日	390,785円	令和 7 年 7 月 2 0 日 午後 8 時 頃、 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 職 員 運 転 の 軽 自 動 車 が、 佐 井 寺 南 が 丘 公 園 南 側 付 近 の 吹 田 市 上 山 手 町 2 6 番 地 先 の 市 道 を 走 行 中、 信 号 待 ち の た め 停 止 し て い た 普 通 乗 用 車 に 追 突 し、 同 車 を 運 転 し て い た 相 手 方 個 人 が 負 傷 さ れ た も の で す。

<p>(条 例)</p> <p>1 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の引上げ等を行うものです。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 補償基礎額を引き上げます。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(例)</td> <td style="text-align: center;">&lt;現 行&gt;</td> <td style="padding: 0 20px;">→</td> <td style="text-align: center;">&lt;改正案&gt;</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">団長及び副団長・ 20年以上</td> <td style="text-align: center;">14,500円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行います。</p> <p>ア 配偶者に係る加算額を廃止します。</p> <p>イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る加算額を、1人につき383円から433円に引き上げます。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日から施行します。</p>	(例)	<現 行>	→	<改正案>	団長及び副団長・ 20年以上	14,500円		15,000円
(例)	<現 行>	→	<改正案>						
団長及び副団長・ 20年以上	14,500円		15,000円						

<p>(単行事件)</p> <p>1 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について</p>	<p>1 指定管理者 吹田市藤白台2丁目9番1-114号 吹田市藤白台市民ホール運営委員会 委員長 石原教章</p> <p>2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
-------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------